

食安輸発第0223001号  
平成20年2月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 米国産とうもろこしの取扱いについて

今般、米国政府において、微量の未承認遺伝子組換えとうもろこし（ダウ・アグロサイエンス社 D A S 59132）が混入したとうもろこし種子が、2006年及び2007年に販売され、作付けされた旨が公表されました。

については、念のため、下記により安全性未審査の遺伝子組換え食品に係るモニタリング検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 検査対象

米国産とうもろこし（遺伝子組換え及び遺伝子組換え不分別に限る。）

##### 2 検査頻度

容器包装に入れられたもの及びコンテナにバルク形態に入れられたものは輸入届出ごとの全ロットについて、本船にバルク形態で積載されたものは本船のハッチごとの全ロットについて、安全性未審査の遺伝子組換え食品に係るモニタリング検査を実施すること。

##### 3 検体採取方法

平成13年3月27日付け食発第110号の別添によること。

##### 4 検査項目

安全性未審査遺伝子組換えとうもろこし D A S 59132

##### 5 検査方法

別途通知する検査方法によること。

##### 6 備考

- (1) 本船にバルク形態で積載されたものの輸入届出を受理した場合は、その都度、企画情報課検疫所業務管理室に当該検査を実施するか否か照会すること。
- (2) 検査の結果、陽性となった場合は、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号のVの3により必要な措置を行うほか、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。